

## 第3章 基本方針

### 1 基本理念

令和元年7月に施行された和歌山市文化芸術基本条例には「文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進することにより、心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与する」ため、以下の基本理念と基本施策が定められています。

#### 和歌山市文化芸術基本条例第2条（基本理念）

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その能力が十分に発揮されるよう考慮すること。
- (2) 年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備すること。
- (3) 文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮すること。
- (4) 文化芸術が市民の郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力を高めることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図ること。
- (5) 地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図ること。
- (6) 本市の文化芸術を広く国内外に発信し、文化芸術に係る交流の推進を図ること。
- (7) 文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことを旨として関係者相互の連携が図られるよう配慮すること。
- (8) 文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう配慮すること。
- (9) 文化芸術により生み出される多様な可能性を地域の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との緊密な連携が図られるよう配慮すること。

## 和歌山市文化芸術基本条例第9条（基本施策）

- (1) 市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる機会の充実に関する施策
- (2) 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する施策
- (3) 文化芸術に関する施設の充実および活用の促進に関する施策
- (4) 文化芸術に関する情報の収集、提供および発信に関する施策
- (5) 文化芸術活動の担い手となる人材の発掘、育成および支援に関する施策
- (6) 文化芸術活動を行う者の活動の場および発表の機会の充実に関する施策
- (7) 文化芸術を通じた世代間および国内外の人々との交流の促進に関する施策
- (8) 文化芸術の向上発展に功績のある者の顕彰に関する施策
- (9) 文化財等の保存および活用に関する施策
- (10) 地域において特色ある伝統的な文化芸術の継承および発展に関する施策
- (11) 文化芸術に関する教育の充実に関する施策
- (12) 文化芸術の活用による地域の活性化に関する施策

## 2 計画の目標

### (1) 目指すべき〈まち〉の姿

第5次和歌山市長期総合計画では文化芸術面における和歌山市の「10年後の姿」として、「生涯を通じて芸術・文化活動に親しんでいる」「文化遺産が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されている」〈まち〉をめざしています。

第5次和歌山市長期総合計画がめざす〈まち〉を実現するため、和歌山市文化芸術基本条例第2条に定める基本理念1～9に基づき、和歌山市の文化芸術施策の推進を図るため、和歌山市の文化芸術を取り巻く現状や課題、市民意識調査の結果を踏まえ、以下の2つの基本目標を掲げました。

#### 《本計画における基本目標》

- 文化芸術のかけ算で地域が誇れる文化芸術を創出していきます。
- 文化芸術に親しむ人の裾野を広げ、心の豊かさを育みます。

「文化芸術のかけ算」とは、異なる文化芸術活動どうしや、文化芸術以外の分野の活動との交流と、そこから生まれる新たな「活動や機会」の充実・発展を意味する言葉で、市民ワークショップの話合いにおいて生み出された造語です。

### (2) 12の基本施策

目指す文化芸術のかたちを明確にすることで、文化芸術活動を行うものやその他広く市民の意見を反映させていくとともに、市民が本計画に親しみを持っていただけるよう、計画の柱となる【4つの基本的方向】に、和歌山市文化芸術基本条例第9条に定める【12の基本施策】を位置付け、文化芸術施策を推進していきます。

## 《計画の体系図》

### Point

これまでの「文化芸術」の枠を超え、観光や賑わい創出の資源として活かされ、地域活性化に寄与する文化芸術の振興を目指します。

### 《和歌山市長期総合計画がめざす芸術・文化の10年後の姿》

- 市民は、生涯を通じて芸術・文化活動に親しんでいる。
- 文化遺産が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されている。

## 和歌山市文化芸術基本条例第2条に定める 基本理念 1 ~ 9

### 基本目標

- 文化芸術のかけ算で地域が誇れる文化芸術を創出していきます。
- 文化芸術に親しむ人の裾野を広げ、心の豊かさを育みます。

### 基本的方向

- ~親しむ・交わる~ 文化芸術に親しむ機会の充実
- ~支える・つなげる~ 文化芸術を振興する基盤の充実
- ~育てる・高める~ 文化芸術の担い手づくりと向上の支援
- ~伝える・創る~ 地域文化の継承と発展の支援

## 基本施策 1 ~ 12

## 《基本的方向と12の基本施策の位置づけ》

